

会 議 録

会議の名称	令和4年度（2022年度）第3回豊中市学校教育審議会		
開催日時	令和4年（2022年）11月14日（月） 19時00分～20時30分		
開催場所	豊中市役所第二庁舎4階第1会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	教育委員会事務局 学校教育課	傍聴者数	3人
公開しなかった理由			
出席者	委員	青木委員、岩崎委員、浦委員、榎本委員、大路委員、大寺委員、大野委員、岡部委員、柏木委員、河崎委員、木村委員、園田委員、永井委員、中尾委員、中村委員、服部委員、伴野委員、伊集院委員	
	事務局その他	小野事務局長、中尾教育政策監、藤原理事、田上次長、堤次長、田中学校教育課長、藤崎学校教育課主幹（計画担当）、桑田学校施設管理課長、須藤読書振興課長、森山教職員課長、杉山児童生徒課長、岡本学び育ち支援課長、松田学校教育課長補佐、上野計画係長、森田主事、柘井	
議題	<p>1. 議案</p> <p>（1）小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方（素案）についての審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全市的な小中一貫教育の推進について（案）」のご説明 ・「小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方」について <p>2. その他</p> <p>「小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方」の今後について</p>		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

● 開会

● 成立要件の確認

事務局：成立要件について、出席委員は現委員の過半数を満たし、審議会は成立していることをご報告申し上げます。

● 資料の確認

- ・ 次第
- ・ 基本政策（抜粋） 【参考資料 1】
- ・ 全市的な小中一貫教育の推進について 【参考資料 2】
- ・ 小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方（素案）概要版 【参考資料 3】
- ・ 小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方へのご意見について 【参考資料 4】
- ・ 今後のスケジュール（案） 【参考資料 5】

● 議案（1）小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方（素案）についての審議

会長：議案（1）の資料について、事務局より説明いただきたい。

事務局：参考資料 1、2 について説明

会長：ただいまの説明について、ご質問、ご意見などがあればいただきたい。

A 委員：児童数が大きい学校が多く、質の高い教育を平等に受けられていない。教職員の体制が必要であるが、本市として把握できるのか、減らされるのではないかと心配している。また、講師の方もなかなか決まらず、高齢の方がされていると聞いており、そちらについても人数把握ができるのか心配である。また、中学 3 年間では生徒が心配なことをしていても見守ることができず、何もできないまま卒業したり、或いは不登校になったりする子が多いため、地域と先生方が 9 年間をかけて関わり合って進路へ送り出すことが最も必要なことではないかということで小中一貫をめざしてきた。子どもたちと寄り添える小中一貫校であってほしいと思うため、教職員や講師の人員把握や分割校をしっかりとできるのかということをお聞きしたい。

事務局：教職員の確保については、大阪府から教職員の人事権の移譲を受けている豊能地区教職員人事協議会と連携をし、必要数を確保していくことに引き続き努めていく。また、英語教育では、英語担当教職員と外国人英語指導助手（AET）とのティーム・ティーチングを行っている。AET に教員免許は必要なく、T1 である教職員が授業を進めるが、T2 である AET がネイティブスピーカーであることを活かし、「聞くこと」や「話すこと」などの能力向上に取り組んでいる。こういったことも含めて教育の質の向上をめざしており、おっしゃられたことも踏まえる必要があると認識している。また、大規模校に関しては、分割校がひとつの大きな課題である。また、すべての小中学校を義務教育学校にするとなると、2,000 人規模を超える義務教育学校もでてきてしまう。学校施設面の問題も考慮したときに、施設一体型とする方が良いのか、今の小中連携

・一貫教育交流を進めていく方が良いのかといった全体のことを含めてご審議いただいていると考えている。

A委員：参考資料2の体育教育の充実について、今関わっている小学校では体育の先生が専科で来られている。資料では外部指導者の派遣となっているが、この先生は継続されるか。

事務局：体育専科などの専科については、国や府の加配であるため、外部指導者を派遣することによる影響はない。

会長：小中一貫教育の考えについては、理念的なことも含めて賛同している。しかし、それに伴いこれまでの課題であったり、現状で行われることに無理があったり、蔑ろにされたりしないかというご懸念であろう。

B委員：参考資料2の理科教育の充実や体育教育の充実、少人数指導、学園制の仕組みは、色々と苦勞なされた過程の中でこういう形が出てきたと理解している。専門分野である施設面において、これまで本市の多くの学校と関わってきたが、保護者や地域のニーズは地域ごとに様々である。また、南部では、南部地域の教育や福祉、高齢者や子どものことについて、ある程度クリアできる小さな市役所として、庄内コラボセンターができることになった。本市全体が公平な形でいくには、地域ごとの差に加えてこれまでの学校の実情や耐震化・機能性の問題もあるため、俯瞰して考えた上で選択肢を出していく必要がある。今現在で何がベストになるかという形で進めていき、できるだけ広範な皆さま方のニーズを盛り込んでやっていくという非常に難しい問題である。

会長：走りながらチェックしていかなければならず、それをしっかりと見ていく体制や仕組みづくりがポイントになるというご意見であるかと思われる。

C委員：A委員がおっしゃったことは、現状として大きな課題であり、どのように手をつけていったら良いのかも厳しい状況である。試験では合格者が少なく、10倍以上の競争があったかつてと今の状況の違いに手をつけられない限り、介護士や保育士と同じ状況になってしまう。本市として、国との関係をどのようにされていくのかはなかなか見えて来ず、そういった問題や分割校解消の問題が困難な状態にある。その中で、2期目を迎えられた市長が、教育が一番目となっている基本政策を出された。そして、小学校高学年の教科担任制、35人学級を早期に作り上げなければならないという立場で本資料を読ませていただくと、丁寧に作られているのではないかと思われる。本資料は、B委員がおっしゃったように、できるところからするという観点でお出ししているのかどうかについてお聞きしたい。

事務局：例えば学園制については、できるところから実施していくというのは考え方のひとつとしてはある。また、老朽化している学校施設のリニューアルについては、2年前に学校施設長寿命化計画を策定しているが、マンション建設や再開発によって児童生徒数推計が変わることもあるため、注視しながら実施していく必要がある。分割校がなく、例えば1中2小の中学校校区では学園制の取り組みに着手できるが、分割校を解消しようとしても必要な教室数が確保できない校区もある。ただし、小学校高学年教科担任制など、施設上の制約に影響を受けない取り組みについては、全市的に実施していく。それと並行して、義務教育学校にするのか学園制にするのかといったことについては、それぞれの校区において、課題を解決しながら着手すべきと考えている。

C委員：先日、八中校区での小中連携の取組み報告を聞いてきた。八中校区では、パイロット校指定前から小中連携を行っており、20年弱かけて校区一体化の取組みをされている。校区内の3校で同じ教育目標が掲げられていたり、朝の挨拶運動でも小中連携をされていたり、とても良い形で小中連携を行っていると感じた。

会長：先ほどもあった通り、基本政策で市長が小中一貫教育の推進について提言されており、我々もそのことについて審議してきた。今まで出てきた意見や素案への反映内容について事務局より説明いただきたい。

事務局：参考資料4について説明。

会長：我々が述べた意見は付帯という形でしっかりいただけるということであるため、個別の小学校中学校の各論については括弧に入れていただき、本資料内容についてご意見などいただきたい。

D委員：追加意見として、校長先生の確定を12月にできないか。難しいのは分かっている一方で、3月まで何も決めることができないのはとても弊害となっている。新しいことをするためには新しい施策が必要であり、特約などが必要ではないか。

また、地域コーディネーターについて、こういう人がなるべきであるという話がこの場でもあった方が良かったのではないか。決められた人が来ると、その人に合わせて動かなければならず、ボランティア精神の強い保護者だけに向いてしまうことがある。以上2点を意見としてお伝えする。

会長：走り出してからのチェックをしっかりとしていくことが大事であるという先の意見から考えると、本資料は具体的に記載されている部分もあるため、ひとつの担保になり、これはどうなっているのかと今後言えるものである。本資料を付けていただけることはある種の英断であり、限られた時間のなかで出てきた意見を大事にし、立ち返って言える窓口を作っておくという意味では良いのではないか。

A委員：中学校区改編を基本とすることについて、それは地域任せであり、地域がますますしんどくなってしまうのではないか。

事務局：小学校区を変えないためにも中学校区を改編することで分割校を解消していくものであり、地域コミュニティを中学校区でひとつにまとめてほしいというものではない。

A委員：要するに、地域の各諸団体が一緒にならなければならないという訳ではないということか。

事務局：義務教育学校や学園制をするにあたり、各地域の小学校区単位で存在するコミュニティをすべてまとめてほしいとは申し上げていない。ただし、学校運営協議会については、義務教育学校や学園制単位でひとつの形が理想である。

E委員：これは学校のことであって、将来の町が変わる訳ではない。各小学校区は町内で残るので、関係する団体は地域や委員会という形でやっていけば良い。地域は地域に任せるべきである。地域が学校教育のことまで入って考えるのはおかしいと思われる。

会長：ご懸念を生む表現であったのではないだろうか。公開するにあたっては、中学校区単位で行う一方で、地域の活動を無理やり変えるものではないということを誤解のないように記載いただきたい。

B委員：教育委員会は、昔から学校教育と社会教育の二頭立てでやってきている。ここでは、学校教育の観点から、できるだけ地域を巻き込んでいけたら理想的だということで意見が色々出てきている。お互いに慮り合い、協力し合いながら、素晴らしい豊中の学校教育の在り方を検討していけたら良いのではないか。

G委員：A委員が心配されているのはその通りであり、地域団体が多数ありその長がおられるなか、学校がまとまるとその長もひとりになる傾向がある。そのご心配は地域の方も持っておられ、地域のことを考えず学校教育だけで突っ走るのかと思われぬためにも、ある程度伏線を持っておく必要がある。

会長：これまで地域の方が取り組んでこられた良い遺産が、小中一貫の施策の中で、少し蔑ろにされないかというご懸念はあると思われるので、そうではないというところを押さえていただきたい。一方で、学校に必要な人材、専門家などを地域の枠を超えて一緒に引き入れたりしていくと、今後の教育としてはもっと可能性が出てくるのではないか。

H委員：学校を管理する立場として、校長、教頭だけしかいないため、手が回っていないのは、はたから見ても分かる。その結果、放課後に学校に入れなかったり、土日に学校に管理職がどちらか絶対にいないといけなかったりというような問題が多く起きている。学校が誰のものかと考えたときに、管理者として校長、教頭だけが責任を取るとするとパンクしてしまうため、権限の委譲が必要である。ましてや、小中一貫の推進によってより集約的になってくると、その問題はもっと大きくなっていく。また、用務員や調理員などは校長の権限では扱えないけれども、学校にいるため校長が責任だけ負わされているという状況に陥っている。今後、この小中一貫の中で、責任の所在や権限の分譲についてもはっきりしていかなないと大変なことになると認識している。

会長：こういった問題は、制度自体を大きく動かさないといけないところであるため、なかなか応えにくいとは思われる。D委員からもあったように、人事も含め、今の教育現場では様々な制度疲労を起こしている。学校の組織は、校長、教頭の管理職がおり、その下はひとつ並びになっている鍋蓋型と言われ、一般企業のピラミッド型とは異なっており、現在その鍋蓋型では回っていかなくなっている。さらに、公立学校では管理職は3年ほどで異動になるため、地域に根付いた活動や関係づくりも難しくなっている。今回の答申が、教育の仕組みを変える一石を投じるものになってほしい。

続いて、小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方の今後について、事務局より説明いただきたい。

事務局：参考資料5について説明。

会長：委員の方にもご意見を頂戴する機会があるため、別途教育委員会にお伝えいただければ、私と教育委員会とで話をし、できるだけ反映させたい。また、先ほど学校教育は非常に限られた部分であるというお話があった。副会長のご専門であられる社会学や貧困問題の観点からもご意見いただきたい。

副会長：今の課題を盛り込んだ非常に貴重なご意見を多くいただいている。その中で、できるところからやっていくという意見が出たところについて、これは、できるところから進めていきできないところは取り残そうという趣旨ではなく、できないところも補償や手当をして、皆でよりよく進んでいこうとする積極的な姿勢を意味します。日本の教育もその方向に動こうとしているため、本市もそれに則って、色々なところから着手して、課題だと思えるところはこのやり方で進めていっていければ良いのではないかと。

会長：おっしゃる通りである。物事を進めつつも、決して取り残さず、両方に配慮しながらやっていかなければならない。

それでは、予定の時間となるため、このあたりで審議を終了したい。

● その他

会長：事務局から連絡事項などがあればお願いしたい。

事務局：次回の審議会は、12月14日に本市役所第二庁舎3階大会議室にて開催する。今回同様、会場とオンライン両方での開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては延期またはオンラインでの開催となる場合もある。

会長：以上で、本日の審議会を閉会させていただく。

● 閉会